



沖縄労働局 発表
平成29年2月24日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監督課長 佐和田正二
	監察監督官 南 隆功
電話：098-868-4303	

交付してありますか？もらってますか？「労働条件通知書」

～3月は「労働条件明示・書面交付強化月間」～

平成28年の県内の求人倍率は過去最高となるなど、雇用情勢は着実に改善が図られているものの、沖縄労働局、労働基準監督署、ハローワークに寄せられる労働相談は高い水準で推移している状況にあります。

労働条件が書面で明示されていないことを原因とするトラブルも多く見受けられることから、雇用の質の確保・改善及び労使のトラブルを未然に防止するためには、労働条件を書面で明示することが重要となっています。

このため沖縄労働局では、労働条件書面明示の履行確保の徹底を図るため、新規採用が最も多い4月を控えた「3月」を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、沖縄労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークが一体となって本取組を推進します。

【月間中の主な取り組み】

- ・ 県及び各市町村への周知協力要請
- ・ 主要な労使団体（計10団体）、各地区商工会への周知協力要請
- ・ 労働局、労働基準監督署、ハローワーク一体となった周知啓発活動（懸垂幕、ポスター、のぼり旗の掲示、パンフレットの配布）

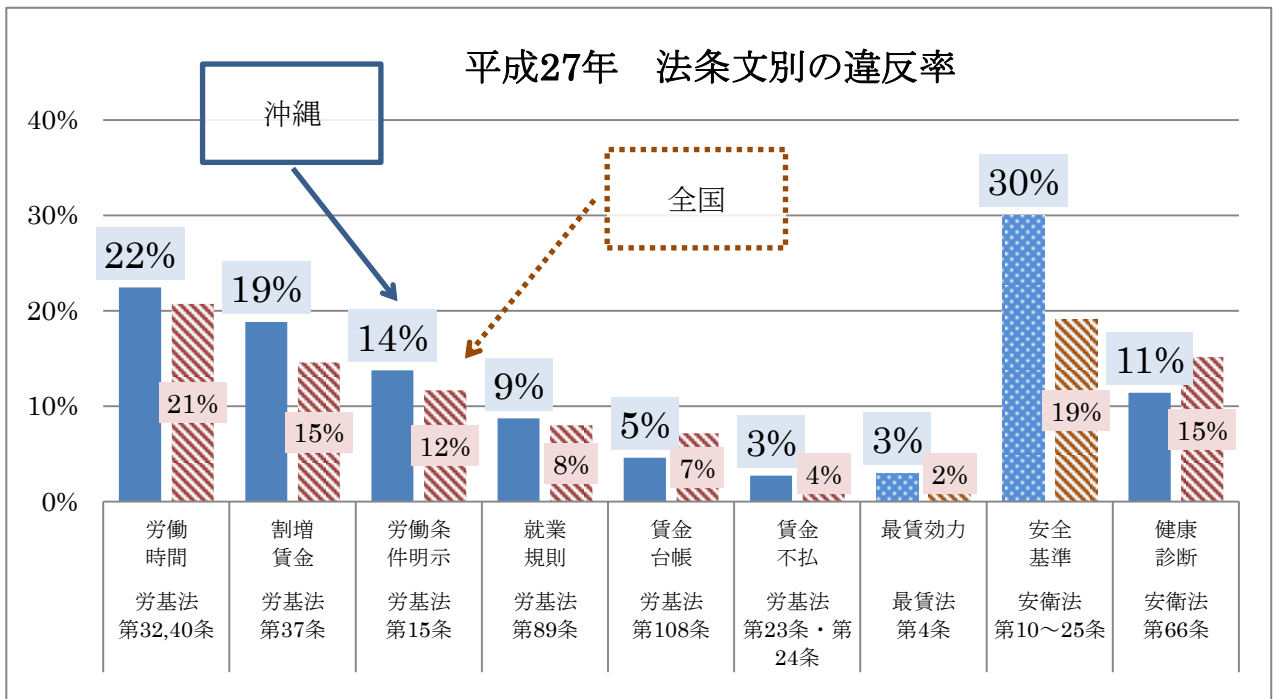
※ 労働条件に関する相談は、お気軽に最寄りの総合労働相談コーナー又は労働基準監督署までお願いします。

参考

● 監督指導実施結果

平成27年に沖縄労働局管内5つの労働基準監督署が実施した監督指導における労働基準法に係る違反は、「労働条件明示（労基法第15条）」が14%と3番目に高く、労働条件の書面明示が依然として定着していない。

※ ①「労働時間（労基法第32条、40条）」に係る違反：22%、②「割増賃金（労基法第37条）」に係る違反：19%



※過去5年の労働条件の書面明示に関する違反率

H23: 12.9%, H24: 13.5%, H25: 19.9%, H26: 14.7%, H27: 13.8%

● 関係法令

労働基準法第15条 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、書面を交付する方法により明示しなければならない。